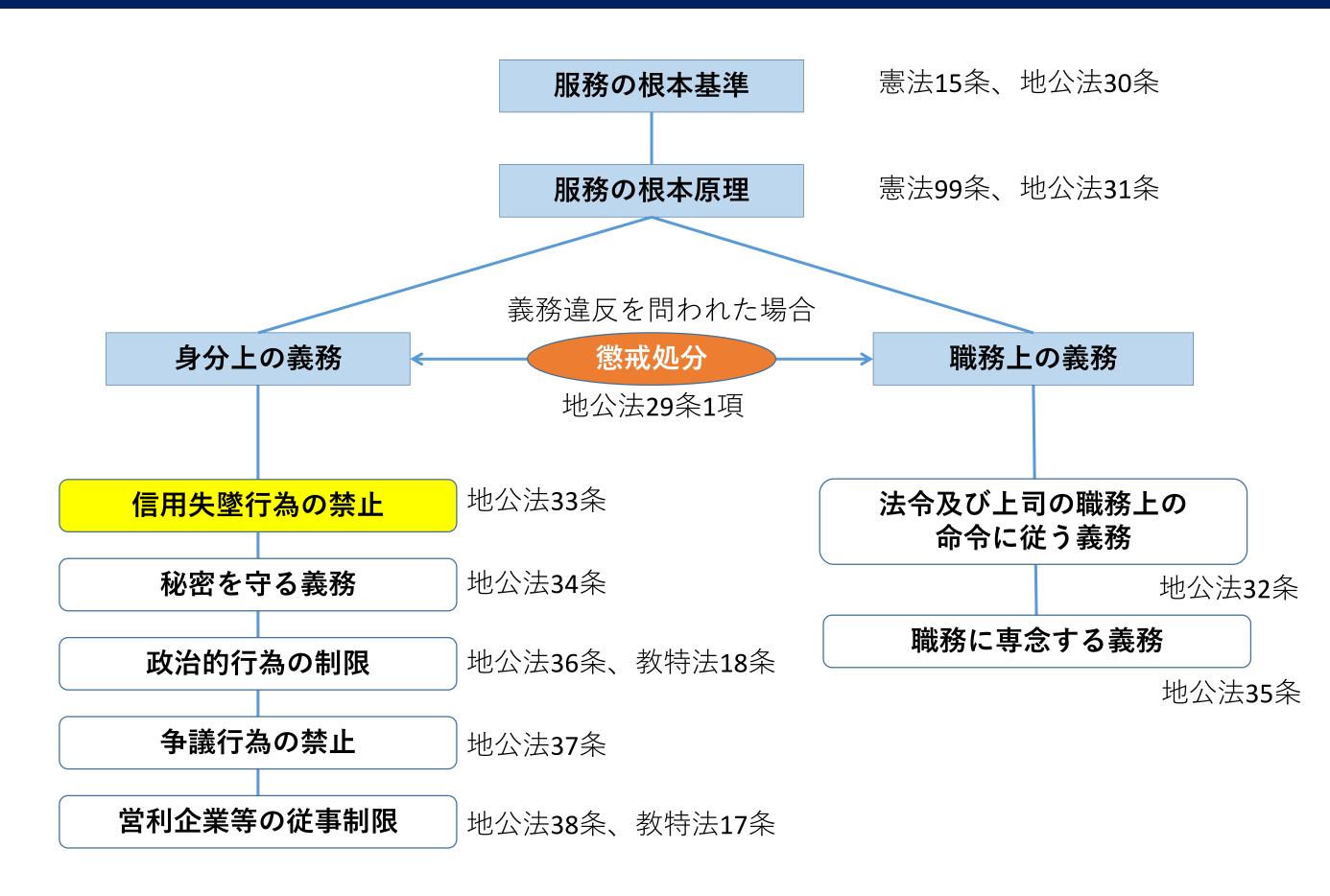
教職員の服務について

④ 身分上の義務 その1 「信用失墜行為の禁止」

北海道教育庁教職員局教職員課

地方公務員(及び教育公務員)の服務



信用失墜行為の禁止

○地方公務員法(昭和25年法律第261号)(抄)

(信用失墜行為の禁止)

第33条 職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

- 職員が<u>職の内外において非行を犯した場合には</u>、職員個人の信用を損な うのはもちろんであるが、ひいてはその職員が行っている職自体の信用を 傷つけ、更には**職員の職全体の信用を損なう恐れがある**。
- 「職員の職全体の不名誉な行為」とは、**職務に関連する行為も含まれる** が、**必ずしも直接に職務とは関係のない行為も含まれる**。
- 具体的にどのような行為が信用失墜行為に該当するのかについての一般的な基準はなく、**社会通念に基づき個々の事例に応じて判断する**ことになる(恣意的な判断を許すものではなく、客観的、社会的に納得される判断でなければならない)。

(出典:新学校管理読本、逐条地方公務員法)

信用失墜行為の例

(懲戒処分の指針から抜粋)

主として職務に関連する行為

- ○公務員倫理違反(収賄等)、入札談合等に関与する行為
- ○体罰
- ○職場内秩序を乱す行為(暴行、暴言等)、パワー・ハラスメント
- ○政治的目的を有する文書の配布、違法な職員団体活動
- ○虚偽報告、個人の秘密情報の目的外収集
- ○秘密漏えい、個人情報の紛失・流出・盗難
- ○金銭事故、公金公物処理不適切、コンピュータの不適切使用
- ○無断欠勤、繰り返しの遅刻・早退、休暇の虚偽申請、勤務実績不良など

直接に職務とは関係のない行為

- ○刑法犯(放火、殺人、傷害・暴行、器物破損、横領、窃盗・強盗、賭博、 詐欺・恐喝等)、その他の犯罪(麻薬等の所持等、酩酊による粗野な言動)
- ○交通事故・交通違反(飲酒運転、速度超過、ひき逃げ、人身事故等)
- ○不適切な性的行為(児童生徒に対するもの、児童生徒以外の者に対するもの、 法令に違反する性的行為、セクシュアル・ハラスメント) など

教育職員の懲戒処分等の状況(令和2年度)

- ○懲戒処分等を受けた教育職員は、4,100人(0.44%)で、令和元年度(4,676人(0.51%))から576人減少。
- 「体罰」により懲戒処分等を受けた者は、393人(0.04%)。(令和元年度550人(0.06%))
- 「性犯罪・性暴力等」により懲戒処分等を受けた者は、200人(0.02%)。(令和元年度273人(0.03%))
- ・うち、児童生徒等に対する性犯罪・性暴力等により懲戒処分を受けた者は96人(免職91人)。

(単位:人)

区分	年度	懲戒処分						4 /\=L
		免職	停職	減給	戒告	合計	訓告等	総計
交通違反 交通安全	2	14	38	31	74	157	1, 975	2, 132
	元	36	26	58	84	204	2, 283	2, 487
体罰	2	1	12	43	48	104	289	393
	元	0	18	68	56	142	408	550
性 犯 罪性暴力等	2	113 (91)	45 (5)	17 (0)	3 (0)	178 (96)	(0)	200 (96)
	元	153 (121)	50 (5)	16 (0)	9 (0)	228 (126)	45 (0)	273 (126)
上記以外の 理由	2	42	68	99	62	271	1, 104	1, 375
	元	23	63	95	75	256	1, 110	1, 366
合計	2	170	163	190	187	710	3, 390	4, 100
	元	212	157	237	224	830	3, 846	4, 676

※性犯罪・性暴力等の()は、児童生徒等に対する性犯罪・性暴力による件数で内数。

【説明のまとめ】

- 一部の者による不適切な行為が、全道・全国の 教職員への不信に繋がることを、深く認識する必 要がある。
- 全体の奉仕者たる公務員であることを自覚し、 職員一人一人が遵法意識を持ち続ける必要がある。
- ともすれば、してはいけないことにのみ注目してしまい、窮屈な印象を受けるかもしれないが、 基本的には一般常識の範囲内であることに留意するべきである。

その上で、消極的になるのではなく、積極的に 公務に従事することが重要である。